

京都市都市計画局工事請負契約書第 28 条第 1～5 項
(全体スライド条項(減額)) 運用マニュアル

令和 5 年 2 月

京都市都市計画局

1 はじめに

本書は、工事請負契約書第28条第1項から第5項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）に基づき、全体スライド（減額）を実施する際の手続方法等を定めるものです。

2 適用対象工事と対象材料等

(1) 適用対象工事の条件

全体スライドの適用対象工事は、次の全てに該当するものとします。

ア 請負契約締結の日から12箇月を経過していること

ただし、再度、全体スライドを行う場合は、直前の全体スライド又はインフレスライドでの基準日から12箇月を経過していること

イ 工期が、基準日から、2箇月以上残っていること

ウ 本市の積算による基準日以降の変動後残工事代金額と変動前残工事代金額の差額が、変動前残工事代金額の30/1,000を超えていること

(2) 対象数量

対象数量は、工事担当課が様式4-1により通知します。

なお、変更契約前であっても、先行指示されている設計量は対象数量に含むものとします。

3 申請手順等

(1) 協議の申出（様式1）

全体スライド（減額）の請求は、工事担当課が様式1により行います。

(2) 協議の申出に対する回答（様式2）

全体スライド（減額）の適用及び基準日の設定について、異存のないことを様式2により工事担当課に回答して下さい。

(3) 残工事内訳書の作成（様式3）

協議開始日の通知は、工事担当課が様式3により、協議の申出から7日以内に行います。

(4) 出来高額の確認の協議（様式4）

出来高及び出来高率について協議することを、工事担当課が様式4により通知します。
なお、出来高の判定基準は、次のとおりです。

〔出来高の判定基準〕

1 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うこととする。

(1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が確認できる材料

(2) 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）

(3) 工事材料契約が完了し、在庫確認が可能な材料

(5) 監督員等による出来形数量及び残工事量の確認（様式4-1）

出来形数量及び残工事量の確認は、様式4-1を監督員と交わし、確定します。

4 スライド協議の開始（様式5）

工事担当課は、3(5)により確定した残工事量等を基に、変動前の内訳書と変動後の内訳

書を作成し、本市の設計書に基づくスライド額を算出します。

また、工事担当課は、スライド協議開始日までに、様式5によりスライド額を通知します。

なお、スライド額の計算は、以下の方法により算出します。

〔スライド額の計算方法〕

$$S \text{ (スライド額)} = [P2 - P1 + (P1 \times 15/1000)] \quad (\text{ただし、} P1 > P2)$$

P1 = 変動前残工事代金額（請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額）

P2 = 変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額）

$(P = \alpha \times Z)$ α = 落札率、 Z = 工事価格 × 消費税

〔数量〕

P1及びP2に係る数量は、出来高確認書（様式4－1）で確認した数量を用いる。

なお、設計変更前に先行指示している数量でスライド額の計算を行う場合は、先行指示した数量により計算する。

〔単価〕

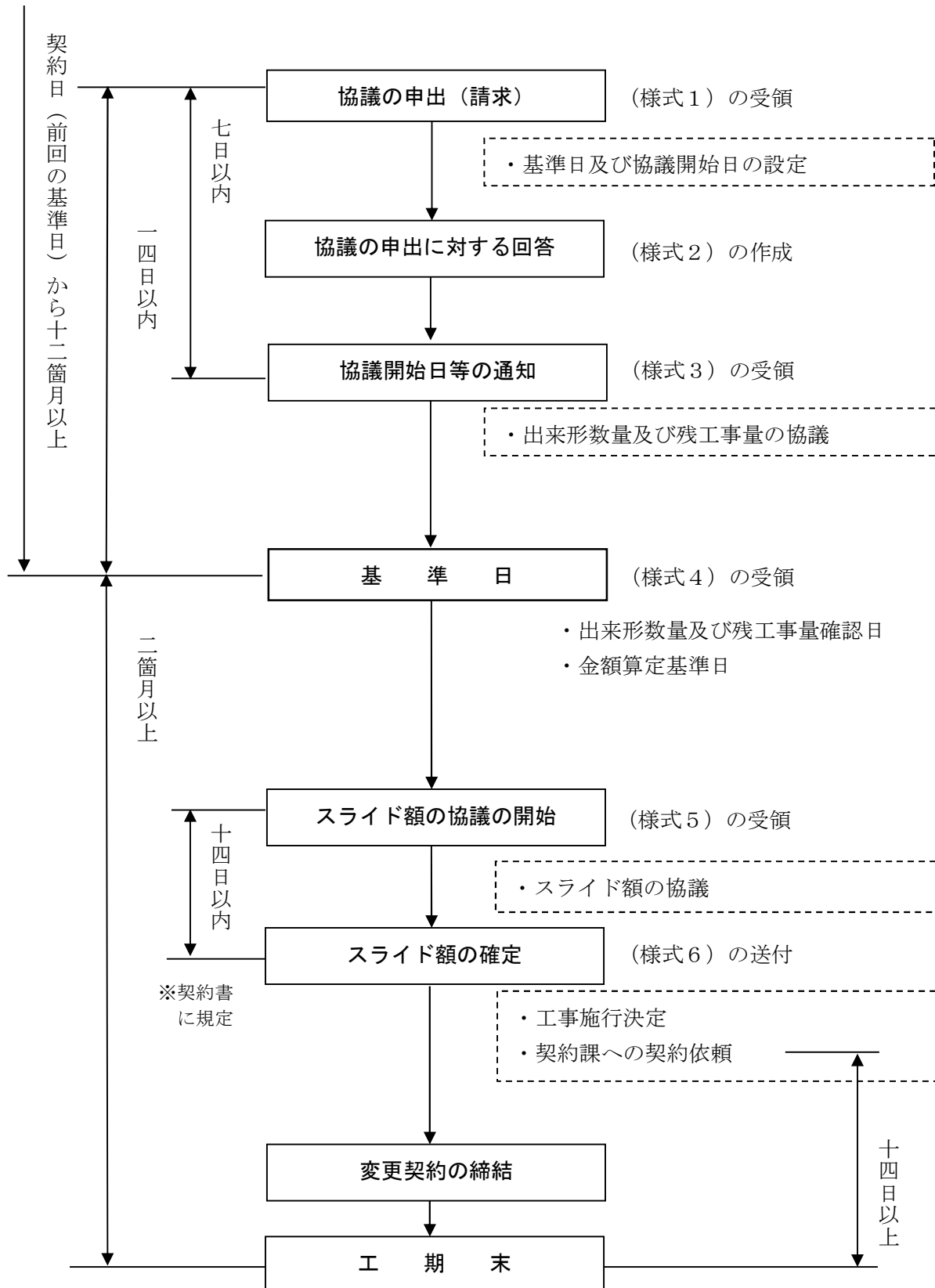
P2に係る単価は、物価変動による下落分のみを考慮するものとし、仕様の変更や歩掛の変更は行わない。また、見積単価については、見積額の変動の有無を確認することを基本とする。

5 スライド額の確定（様式6）

スライド額の確定は、4により本市が通知したスライド額について、様式6により、受注者から異存のない旨の回答を得て行います。

なお、契約上、協議開始日から14日以内に様式6による回答が得られない場合は、本市が通知したスライド額で設計変更金額が確定することとなります。

スライド条項運用手順のフロー図



※ 「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日建設省厚契発第27号）を基本とする。

※ 期間の算定においては、翌日起算とする

様式 1

第 号
年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 様

京都市長 氏 名
(担当 局 部 課)

賃金又は物価の変動に基づく工事請負契約書第 2 8 条第 1 項の適用について（協議）

年 月 日付けをもって請負契約を締結した
工事 ただし、 工事
について、賃金又は物価の変動に伴い、請負代金額を変更したく工事請負契約書第 2 8 条第 1
項の規定に基づき協議します。

記

- 1 希望基準日 年 月 日
- 2 請負代金額 金 円
- 3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

様式 2

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

賃金又は物価の変動に基づく工事請負契約書第 28 条第 1 項の適用について (回答)

年 月 日付けで協議のあった

工事 ただし、工事
における工事請負契約書第 28 条第 1 項の適用並びに基準日の設定 (年 月 日)
については異存ありません。

様式 3

第 号
年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 様

京都市長 氏 名
(担当 局 部 課)

賃金又は物価の変動に基づく工事請負契約書第 2 8 条第 9 項の適用について（通知）

年 月 日付けで協議のあった
工事 ただし、 工事
について、工事請負契約書第 2 8 条第 9 項に基づき、スライド協議開始日を通知します。

記

スライド額協議開始日 年 月 日

様式 4

第 号
年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 様

京都市長 氏 名
(担当 局 部 課)

賃金又は物価の変動に基づく工事請負契約書第 28 条第 3 項の適用について（協議）

年 月 日付けをもって請負契約を締結した
工事 ただし、 工事
について、基準日におけるスライドの対象となる残工事量の算定に係る出来高額及び出来率に
ついて、工事請負契約書第 28 条第 3 項の規定に基づき協議します。

出 来 高 確 認 書

1	工	事	名	京都市				工事
				ただし、				工事
2	工		期		年	月	日から	
					年	月	日まで	
3	基		準	日		年	月	日
4	出	来	高	額	金			円
5	出		来	率				%
6	出	来	高	確	認	者	発注者	総括監督員
							受注者	現場代理人
							〇〇	〇〇
							〇〇	〇〇
7	出	来	高	確	認	年	月	日
						年	月	日

上記のとおり確認します。

年 月 日

様式 5

第 号
年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 様

京都市長 氏 名
(担当 局 部 課)

賃金又は物価の変動に基づく工事請負契約書第 28 条第 4 項の適用について（協議）

年 月 日付けをもって請負契約を締結した
工事 ただし、 工事
について、 年 月 日を基準日として、基準日における単価及び残工事スライド
変更金額を下記のとおり積算しましたので、工事請負契約書第 28 条第 4 条の規定に基づき、
協議します。

記

スライド変更金額 金 円

様式 6

年 月 日

(あて先)
京 都 市 長

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

賃金又は物価の変動に基づく工事請負契約書第 28 条第 4 項の適用について (回答)

年 月 日付けで協議のあった
工事 ただし、 工事
における工事請負契約書第 28 条 4 項に基づく、スライド変更金額について異存ありません。

記

スライド変更金額 金 円